

平成23年度 第2回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年5月20日（金）14時30分から15時43分

2、開催場所：西宮市役所東館8階803会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	野口 照之
委員	3番	上田 さち子
	4番	ざこ 宏一
	5番	直井 勇治
	6番	坂口 文孝
	7番	茶谷 一
	8番	辻本 悟
	9番	中松 實
	10番	宮本 清次
	12番	田中 勇
	13番	大前 輝雄
	14番	岡本 久一
	15番	吉井 律

4、欠席委員（1人）

11番 木田 佳文

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について

議案第4号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第5号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第6号 西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱について

議案第7号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、11番木田委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、10番宮本清次委員、12番田中勇委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしく申し上げます。以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第3号「地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第3号「地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について」でございます。本日配布させていただいています資料3-1、3-2が議案第3号でございますが平成23年3月25日から平成23年5月6日まで農業委員会が定める計画等(議案4・5号で定めるもの)についてご意見等を募集しておりましたが、1枚の用紙で4件のご意見がございましたのでそれに対する農業委員会の考え方を示すこととなっておりますのでご説明します。

【議案3号を議案書及び、当日配布資料をもとに朗読(西宮市ホームページ:西宮市農業委員会の『目標及びその達成に向けた活動計画』等についてにおいて【別紙3】として公表中のもの)】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ご意見等の1番下限面積についてですが、市議会でも質問として上がったことがあります。平成21年11月20日の総会で下限面積を20aと農業委員会で決めましたけども、別途、地区からの下限面積をさげることに付いての申し入れがあり、また、多数の署名を集めて農業委員会に意見の提出がありました。

他市の農地面積の広い神戸市でも下限面積は10aになっていますけど、西宮市農業委員会としてはどうすべきか検討の必要があります。地区の

農家が持つ農地の面積が小さいということもあり、高齢化等で耕作できなくなった農地の流動化（新たな担い手に農地を貸すこと等）を進めることができないという問題点もありますが、あまり設定面積をさげすぎると農業経営をベースとして考えて農地の取得ではなくなる可能性もありますし、今までは地元で保たれていた溝掃除等や共同作業にはでてこなくなる可能性も考えその面を検討する必要があります。各地区では定年後の農地の利用の要望などもあり検討することが多くあると思います。

- 2番（野口） 事務局 前回の下限面積の変更は、平成21年ですか。
事務局 はい。
- 6番（坂口） 事務局 今 地区は aとの要望をしているが少し小さいという印象がある。
事務局 閣下のご意見をいただいているところですが、このことについては、議案第7号で事務局より改めてご説明し、審議等したいと思いがいでしよう。
- 議長 そうしましょう。
- 8番（辻本） 細分化されたときに、いい面もあるが、地域での仕事に関して5a、10aしかもっていないから参加しないということが広がり、沢山農地を持っている農家に集約してくる。なので今までの経験から細分化し過ぎるのはよくないと思います。
- 3番（雑古） 議長 議案第3号の回答としては、今提示されているものでよりのではないですか。あとは議案第7号の結果を踏まえて検討するというところでどうですか。
議長 こういうことで皆さんに問題点を知っていただいて、最終的には9月までにどうするか決定することとしましょう。
- 議長 他に、本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
- 4番（上田） 事務局 本件に関してこれでよいのですが、今回の内容もホームページに載せるのかと思いますが、ご意見の内容が、今回の（案）の内容では、わかりにくい例えば、1番の下限面積については、ご質問の趣旨がわかり難くなっている。せっかく出されたご意見ですのでご意見がどういう趣旨であったかわかる内容にできないのか。例えば、下限面積をもっと引き下げることはいのかなど。
事務局 ご意見の概要を省略し過ぎた部分もあるかと思うのでもう少し詳しく記述します。
- 議長 他に、本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
なければ、議案第3号「地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。
- 委員一同 （異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号につきましては、承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第4号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案第4号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」でございますが、当日配布資料4-1から4-10までを参考に下さい。3月の農業委員会総会で議案15号として上程し、ご承認いただきました「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」これにつきまして農林水産省経営構造改善局長からの通知に基づきまして西宮市ホームページに平成23年3月25日から5月6日までの期間公表した結果、点検・評価に係る地域の農業者等からの意見及び要望等はございませんでしたのでこの度上程した点検・評価を西宮市農業委員会の点検・評価とすることについて議決をもとめるものであります。なお、内容に関しては前回上程したものと変更ございません。

【議案4号を議案書、当日配布資料をもとに朗読（西宮市ホームページ：西宮市農業委員会の『目標及びその達成に向けた活動計画』等についてにおいて【別紙1】として公表中のもの）朗読】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

議 長 なければ、議案第4号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第4号につきましては、承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第5号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案第5号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、当日配布資料5-1から5-4までを参考に下さい。これも、3月の農業委員会総会で議案16号として上程し、ご承認いただきました「平成23年度の目標及びその達

成に向けた活動計画について」議案第4号と同じく、西宮市ホームページに平成23年3月25日から5月6日までの期間公表しました。結果、1枚の用紙で4件の地域の農業者等からの意見及び要望等はありませんでしたが、当該計画に該当する直接的なご意見ではなかったため、議案第3号のとおりに農業委員会の考え方を定めることとし、当該議案第5号については上程した内容において議決をもとめるものであります。なお、内容に関しては前回上程したものと変更ございません。

【議案5号を議案書、当日配布資料をもとに朗読（西宮市ホームページ：西宮市農業委員会の『目標及びその達成に向けた活動計画』等についてにおいて【別紙2】として公表中のもの）朗読】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

議長 なければ、議案第5号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

議長 ご異議がないようでございますので、議案第5号につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第6号「西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書4ページ、議案第5号「西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱について」をご覧ください。説明はおもに本日配布資料の6-1から6-5までをご参考にして下さい。

【議案6号を議案書、当日配布資料をもとに朗読】

なお、今までは、西宮市農業委員会事務取扱要領で事務手続きに関しては定めていたところですが、農地等改良に関する基準等が具体的な要綱等の定めがなかったため、西宮市農業委員会として基準等をこの度、定めたものであり、それに基づき指導等に当たっていきたくと考えています。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

8番(辻本) これは、今回の要綱を定めたことを農家に通知するのですか。

事務局 どういう方法で周知をするか今後考えるが実施します。例えば、農会に送り回覧していただくなどです。

4番(上田) 当該要綱は本日付で実施するとなっているが、本日決まって直ぐ実行ということになるが、周知期間はなにもないのか。

事務局 ただ、事務としては従前からやっていることですのでこう言う定めとした、今回の制定は、今までの取扱、基準を明文化し、また、周辺の住民等に当該農地で一体何をやっているかわかるように標識の設置義務等を設けたものです。

8番(辻本) 農会に回覧した方がいい。早めに。

事務局 農会長を通じて回覧の協力依頼をします。

6番(坂口) 中野で年度末から農地改良をされている現場を見にいったのですが、今回の届出で書類が揃っている、会長の受理通知があるからなんでもよりでは厳しいものがある。問題と考えるのは、隣の農地の排水等もしっかりやらしてもらう必要がある。また、規模が大きくなれば地元と業者での話しも必要なケースもある。

議長 農地改良が終われば完了届をしてもらおう、その際、地元の委員と隣接の排水などに問題がないかチェックする必要があると思う。

事務局 今回の要綱ですべて指導できるかという難しい部分もあるが、これによって指導もし易くなるので要綱をつくりました。また、様式の中を見ていただきたいのですが、当日配布資料の6 - 3で隣接農地及び地元迷惑をかけることなく施行いたしますという誓約の文言があるので、それに基づき地元と話し合ってくださいということは繰り返し言えるのかと思います。

3番(雑古) であれば、周知徹底を責任をもってやる、それをやって下さい。他に本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

議長 なければ、議案第6号「西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第6号につきましては、承認することといたします。

議長 続きまして、議案第7号「農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の5ページについてですが、議案第7号「農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について」でございます。当日配布資料7 - 1から7 - 6をご参考に下さい。

 平成21年11月20日の農業委員会総会で農業委員会に設定権限が移譲された標記の件に関して当初20aと定めていましたが、必要な際は見直

しを行うとの意見であったため、この度、農家に対して下限面積等に係るアンケート調査をするものです。

【議案7号を議案書及び、当日配布資料をもとに朗読もとに朗読】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長
議 長

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
なければ、議案第7号「農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同
議 長

（異議なし）
ご異議がないようでございますので、議案第7号につきましては、アンケート調査をすることといたします。

議 長
議 長

それでは、これより報告案件に入ります。
まずは、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書6・7ページ2件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議 長
委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
（発言なし）

議 長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

続きまして、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書8ページ2件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長
委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
（発言なし）

議 長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出

事務局 受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」
でございますが、議案書9ページ3件でございます。

【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事
務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (発言なし)
議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付
事務局 報告第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でござ
いりますが、議案書10ページ1件でございます。

【議案書朗読】
3月29日の現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確
認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (発言なし)
議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて
終了いたしました。

議長 これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。